

令和5年7月7日からの大雨による 災害により被害を受けられました皆さまへ

令和5年7月7日からの大雨による災害により被害を受けられた皆さまに、心からのお見舞いを申し上げます。当社では、この度の災害救助法が適用された以下の地域のお客さまからお申し出があった場合、保険料払込猶予期間の特別措置を実施させていただきます。

<保険料払込猶予期間の特別措置>

お申し出により、一定の保険料払込猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。
特別措置の適用をご希望のお客さまは、以下のフリーダイヤルへご連絡ください。

お客さま専用フリーダイヤル 0120-009-680

※ 受付時間：9:30～18:00（土・日・祝日・年末年始休業期間を除く）

※2023年8月10日更新

適用都道府県	適用地域	法適用日
青森県	西津軽郡深浦町	7月14日
秋田県	秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、北秋田郡上小阿仁村、山本郡藤里町、山本郡三種町、山本郡八峰町、南秋田郡五城目町、南秋田郡八郎潟町、南秋田郡井川町、南秋田郡大潟村	7月14日
富山県	富山市、高岡市、小矢部市、南砺市	7月12日
島根県	出雲市	7月8日
佐賀県	佐賀市、唐津市、伊万里市	7月8日
大分県	中津市、日田市	7月8日
福岡県	久留米市、八女市、筑後市、うきは市、朝倉市、那珂川市、朝倉郡筑前町、朝倉郡東峰村、八女郡広川町、田川郡添田町	7月8日
石川県	河北郡津幡町	7月12日